

健康局発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額特名随意契約分)

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和5年度大阪市職員(栄養士)採用試験にかかる試験問題等作成業務委託(概算契約)	13その他代行	株式会社 公職研	199,650	R6.3.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
2	令和5年度新型コロナウイルス感染症にかかる感染性産業廃棄物収集運搬業務委託(その2)	01 建物等各種施設管理	大栄環境株式会社	25,080	R6.3.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
3	令和4年医療施設動態調査及び病院報告帳票作成業務委託	13その他代行	株式会社アーバントラフィックエンジニアリング	308,000	R6.3.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
4	精神障がい者地域生活移行推進事業業務委託(R5-7)(概算契約)	13その他代行	特定非営利活動法人東成精神障害者を支える会サラダ倶楽部	381,612	R6.3.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
5	精神障がい者地域生活移行推進事業業務委託(R5-8)(概算契約)	13その他代行	特定非営利活動法人精神障害者支援の会ヒット	381,612	R6.3.8	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	別紙のとおり	-
6	保健所庁舎整備用 安土町複合施設(保健所)機械警備業務委託(長期契約)	01 建物等各種施設管理	セコム株式会社	85,932	R6.3.29	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	別紙のとおり	-

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度大阪市職員（栄養士）採用試験にかかる試験問題等作成業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

株式会社 公職研

3 随意契約理由

獣医師、薬剤師、保健師、栄養士等の医療職にかかる職員採用試験（以下「医療職採用試験」という。）については、「職員の任用に関する規則（平成28年（人）規則第2号）」により、人事委員会から任命権者に委任されており、健康局において実施している。

医療職採用試験については、各専門職種についての知識及び適性を有するかどうかを正確に判定するため「筆記試験」及び「口述試験」をあわせて行うこととしており、「筆記試験」の試験内容については、各職種に就くにあたって必要な知識を問う専門試験を行うこととしている。

専門試験にかかる試験問題の作成及び採点業務（以下「試験問題等作成業務」という。）については、専門性が非常に高いことから業務委託を行うものであるが、専門試験においては、各専門職種についての基本的知識のみならず、行政を担う専門職種として必要な知識を有しているかの判定も行う必要があり、また、当局においては、優秀な人材の受験機会を確保するため他の自治体と異なる実施日を設定しており、さらに今回の採用試験については急遽発生した欠員補充のために限られた日程の中で実施するものであることから、業者選定にあたっては、「地方自治体における職員採用試験において、試験問題等作成業務を受託した実績を有し」、かつ、「当局が指定する実施日に専門試験問題を提供できる」ことが必要である。

医療職採用試験における専門試験にかかる試験問題等作成業務の実績について、各指定都市に照会し、回答を得た委託先は4者であったが、そのうち専門試験問題の提供を行っているのは、2者であった。また、2者のうち、当局が指定する実施日に専門試験問題を提供できる事業者は、株式会社公職研のみであったことから、上記相手方と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

健康局総務部総務課（電話番号06-6208-9922）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度新型コロナウイルス感染症にかかる感染性産業廃棄物収集運搬業務委託
(その2)

2 契約の相手方

大栄環境株式会社

3 随意契約理由

本業務は、LAMP法検査で発生する感染性産業廃棄物を収集したのち、本市が別途契約を締結した感染性産業廃棄物処理施設へ運搬するものである。

本業務に先立ち、運搬先である感染性産業廃棄物処理施設を決定するため、公募型比較見積により処理施設事業者の選定を行った。

その際、選定した処理施設事業者から「感染性産業廃棄物等の搬入については、安全性の観点から指定の事業者を定めており、その事業者以外から搬入された感染性産業廃棄物等の処分は行うことができない。」との申し出があった。

従って、上記相手方が、当該処理施設に感染性産業廃棄物を搬入できる唯一の事業者であり、契約しなければ先に決定した処分業務委託の目的を達成することができないため、上記相手方と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市保健所感染症対策課 担当：勝田、山崎
電話番号：06-6647-0739

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年医療施設動態調査及び病院報告帳票作成業務委託

2 契約の相手方

株式会社アーバントラフィックエンジニアリング

3 随意契約理由

本業務は、医療、介護保健施策等に活用するための基礎データを整備することを目的として、厚生労働省から各自治体に提供される医療施設（病院・診療所）及び病床数並びに診療科目、入院・外来患者数等を取りまとめた医療施設動態調査及び病院報告結果を各区保健福祉センター管轄区域の単位で解析し、調査項目ごとの集計表を作成するものである。

大阪府においても府所管の保健所管轄区域を単位とした同様の資料を必要としているため、一括して業務を委託することが合理的であることから、府と市の間で別途「令和4年医療施設動態調査及び病院報告帳票作成業務の委託に関する協定書」（以下「協定書」という。）を締結し、協定書第2条第2項に基づき、大阪府が事業者の選定を行い、業者決定後の手続きは府市それぞれが行うこととした。

今般、大阪府において本業務にかかる見積もり合わせを実施した結果、上記事業者が契約相手方として決定されたことから、上記相手方と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市保健所保健医療対策課(保健情報グループ)

(電話番号 06 - 6647-0689)

随意契約理由書

1 案件名称 精神障がい者地域生活移行推進事業業務委託（R 5－7）（概算契約）

2 契約の相手方 特定非営利活動法人 東成精神障害者を支える会サラダ倶楽部

3 随意契約理由

本業務は、長期入院者（支援対象者）の病状、生活状況、帰住先、退院後のニーズ等に応じて、その支援業務内容が変化し、画一的な業務内容を定めることができないため、競争入札に適さないものであり、また、業務の履行に際して多数の契約相手方が必要となるものである。よって、予め定めた募集要項に基づき選定を行った上記相手方と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 2 号

5 担当部署

健康局健康推進部こころの健康センター（電話 06-6922-8520）

随意契約理由書

1 案件名称 精神障がい者地域生活移行推進事業業務委託（R 5－8）（概算契約）

2 契約の相手方 特定非営利活動法人 精神障害者支援の会 ヒット

3 随意契約理由

本業務は、長期入院者（支援対象者）の病状、生活状況、帰住先、退院後のニーズ等に応じて、その支援業務内容が変化し、画一的な業務内容を定めることができないため、競争入札に適さないものであり、また、業務の履行に際して多数の契約相手方が必要となるものである。よって、予め定めた募集要項に基づき選定を行った上記相手方と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 2 号

5 担当部署

健康局健康推進部こころの健康センター（電話 06-6922-8520）

随意契約理由書

1 案件名称

保健所庁舎整備用 安土町複合施設（保健所）機械警備業務委託（長期契約）

2 契約の相手方

セコム株式会社

3 随意契約理由

本業務は、今後新保健所としての改修を予定している安土町複合施設（保健所）（以下「本施設」という。）において、盗難、破壊、不法侵入及び加害行為等の異常事態に対し、機械警備を利用して保安管理及び異常発生時の緊急対応を行う業務の委託を行うものである。

原契約は、令和5年4月1日から令和6年3月31日午前12時までの契約としている。これは、改修工事を実施するにあたり、令和6年3月中には請負事業者の仮設事務所が設置されることにより館内が有人となることから、機器の取り外しの期間を考慮したものであった。

しかし、令和6年2月29日に、改修工事のうち機械設備工事の入札が不調となったことにより、令和6年3月中の仮設事務所の設置が不可能となった。現時点では工事を中断しており、変更後の予定では、請負事業者の仮設事務所を令和6年6月中に設置し、7月から工事着手する見込みであるため、それまでの間、健康局において引き続き機械警備を行うことで、本施設を適切に管理していく。

今回の延長期間は3か月間であり、仮に入札等により原契約の事業者と異なる事業者を選定した場合、警備システムを新規に設置する必要が生じる。また、現在の警備期間満了時点の令和6年3月31日午前12時から途切れることなく警備を行うためには、現在契約している上記契約相手方と契約を延長することが最も合理的である。

よって、本件契約について、「セコム株式会社」と特名随意契約を行うものとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

5 担当部署

大阪市保健所管理課（電話番号 06-6647-0660）